

書評

思想を翻訳する方法と意図

——山田博雄著『中江兆民 翻訳の思想』——

慶応義塾大学出版会、2009年、iv + 264p.

岡田清鷹*

中江兆民は、思想家として、翻訳者として、教育家として、ジャーナリストとして、明治期に名を知らしめた。彼の発想の柔軟性とそれに基づく批判の鋭さには、現代の私たちをも惹きつけるものがある。しかし彼の知名度に反して、兆民研究は立ち遅れてきた憾みがある。1983年に『中江兆民全集』が刊行されることで、兆民研究の地盤は確立された。もちろんそれまでも実証的な研究成果はあったが、周辺の記事が全集に編まれ、アクセスしやすくなったことで、兆民の人物像や思想観が構築されやすくなった。しかしいまだ兆民自身の肉声はほんやりとしているように思える。たとえば兆民にとって数少ない単著である『三酔人経綸問答』(1887)であれば、そこに登場する三者のいずれかに兆民が投影されているのか、それとも全員が兆民の分身なのか、はたまた兆民は三者を鳥瞰しているのか、はっきりとした答えが出ていない。このように兆民の思想の地図は漠としている。

本書は、冒頭に挙げた兆民の肩書きのうち翻訳者としての側面に注目し、そこから思想家像を逆照射している。取り上げられる主な翻訳書は、ルソーの『社会契約論』(1762)の兆民訳『民約訳解』(1882 - 83)である。著者は兆民の翻訳書を中心にした研究を長年にわたって積みあげてきており、本書はその集大成といえる。まず、それまでの兆民研究と比した本書の意義として、兆民の翻訳行為に焦点をあてた初めての包括的な研究であることを指摘しておきたい。

その『民約訳解』を対象にして、本書は中江兆民の二重の「翻訳の思想」を導きだす。ひとつは中江兆民が「いかに訳したか」という方法論的な、いわゆる How の問題である。もうひとつは「いかなる考えから訳したか」という翻訳者の意図、すなわち Why の問題である。本書は、前者を仮説的に確認し、原書と訳書の丹念な検証から兆民の翻訳の意図を導き出そうとする。このように「思想の翻訳」が本書におけるひとつの主題である。

日本思想史における翻訳書を扱う多くの論攷は、訳者の選定した訳語がいかなる儒教思想に準拠していたかを探求する、あるいは原書と翻訳書の意味的差異を浮き彫りにし、訳者=思想家の翻訳書周辺の文書からその人物の思想を明らかにする。そのうえで日本思想史という文脈に翻訳者を位置づける方法が採られてきた。乱暴に言えば、日本思想史研究では Why の立場から訳者の「翻訳の思想」に迫るといえる。

日本思想史分野の本書が私にとって興味深く思われるのは、上記のような翻訳にあたっての訳者の意図を明らかにする一方で、兆民がどのように西欧思想を取り入れ、どのように人々にそれを伝えようとしたのかという「いかに訳したか」の How の見地も強調している点である。そのような立場をとる代表に、昨今勃興しつつある翻訳研究(Translation Studies)が挙げられる。翻訳研究は、訳者がある書物を翻訳するにあたって何に考慮し、いかなるアプローチを採ったかを、翻訳の文体や訳者の序文から導こうとする。本書は、翻訳研究を意識せずとも、その「いかに訳したか」という観点を論旨の補強的材料として触れている。では、この「思想の翻訳」における方法と意図はどのように関連しあっているのだろうか。

本書は大きく三つのパートに分けることができる。まず序章と第一章で兆民がいかなる方法から『社会契約論』

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2008年度入学 共生領域

を訳したかを、訳者緒言などのパラテキストから確認する。続く第二章～第六章では、『民約訳解』本文から兆民の思想を導き出していく。分量からも記述の厚さからも、この部分が本書の要であることがうかがえる。第七章・第八章は兆民の手による他の翻訳書について言及する。前章までを補強すると同時に兆民の思想を掘り下げること、本書は「民約訳解」論としてだけでなく、ひとつの中江兆民論として昇華されている。

中江兆民が翻訳をおこなった際に自らへ課した翻訳の規範を明らかにするにあたって、まず著者が目を向けるのが『民約訳解』成立の前史である。兆民は『民約訳解』以前に、未刊行ではあるが『民約論』(1874)として同じ『社会契約論』を翻訳している。『民約論』と『民約訳解』で共通するのは、第二編第六章の法に関する箇所での翻訳が中断されている点である。その理由として著者は、兆民が『民約訳解』で「吾は民に^{のぞ}む者に非ず、亦た一邦の爲めに制作する者に非ず」(原漢文、『中江兆民全集第一巻』136頁)、また「律例を建立するは民の事にして、律例を造為するは制作者の事」(前同、200頁)と表明していることに注目している。すなわち兆民は、自身を「民」の立場に身を置き、同時に「民」に「律例」を「民約」(社会契約)の装置として提示することで、翻訳の目的が達成されたと考えたのである。他方、両書の最大の違いは文体であり、『民約論』は漢字カナ交じり文で、『民約訳解』は漢文で書かれている点である。著者はこの改訳を、単純に『民約論』を再度漢文に改めたというより、おそらくは他者と議論したうえで、翻訳しなおしたと予想している(3, 95頁)。しかし、「民」の立場に身を置いたにも関わらず、「民」には読みにくい漢文を選択したとすれば、兆民の「翻訳の思想」とは反するものになる。そのような矛盾に対していくつかの可能性が提示される。それは、漢文の表現力とルソーの文章の相性の良さ、漢字圏という日本人以外の読者に対する広範な射程、漢文の伝統的な読みである素読や読み下しの際に発生する音読などである。

特にこの音読に関する指摘は興味深く、さらに強調されても良い。中江兆民が『民約訳解』を著す以前に、既に身につけていた儒学的教養を深めようと試みていた事実を重視すれば、その翻訳方法のうちに漢学学習における作法が含まれていることが予想できる。江戸時代における漢学学習は教育史の成果からもうかがえるように、テキストそれ自体が音読と密接に関係している。『民約訳解』の訳出にも、漢学における学習方法が望ましい読書過程として取り込まれていたことが想像される。一方が読みあげて、もう一方がそれを耳で享受し、それについて質疑を交わす。そのような寺子屋や学校の学習方法に『民約訳解』がしががっていたとすれば、その読者に旧士族階級だけでなく、自らが主宰していた私塾の生徒や同じ「民」である町人や農民を含めた幅広い層が想定されていたことは明らかである。では、現代とは異なり、ルソーの名も知らない恐れがある読者に対して、どのような思想を翻訳しようとしたのだろうか。

『民約訳解』において兆民は、原著を正確に理解したうえで、「その精神を際立たせ、一つの秩序ある世界を再創造」しているが(157頁)、その過程で論理をしばしば省略している。特に社会契約＝「民約」についての箇所は、『民約訳解』の根幹に関わると同時に、兆民の読者像を導くのに格好な例だろう。「民約」は自己保存と自由を目的とする。その契約は、各人がそれぞれの身と力を一般意志(「衆意」)に対して全面的に譲渡し、そして全員でその各人の身や力を全体にとって不可分な一部として受け取る、このような二つの段階を経て成立する。しかし兆民は、後者の段階を省略した。著者の推測によればこの省略は、『民約訳解』の狙いのひとつが、自由権(「民権」)をはじめとする「生まれながらにして人が持つ権利の認識を人々に鼓吹すること」(96頁)にあったことに由来する。なにかを譲渡したとしても「律例」がなければ自由はなく、その「律例」を確立する者こそが「民」であるからだ(192頁)。この著者の慧眼は、上述した『民約訳解』における兆民の読者像と一致する。つまり『民約訳解』において想定されている読者は、その時点において「自由」がないと考えられていた人々であった。このような省略とは反対に、補足的説明が施されている箇所もある。各人全体が従う一般意志「衆意」に、兆民は「衆人の同じく然りとすところ」と念を入れて説明を加えており、著者はそれが『孟子』のある一節(「このころの同じく然りとす所のものは…〔中略〕…理なり、義なり」と酷似していることを指摘している(116頁))。このように『民約訳解』は、民衆に馴染みのある儒学を土台にして異質な『社会契約論』を包み込み、再構成されたものであることが実証的に示されている。

何度も言うように、本書の面白さは翻訳テキストを兆民が操作したことに焦点があてられている点である。兆民が同時代的な翻訳の規範をいかに内在化し、それが訳文へいかに表面化されているかが明らかにされることで、兆

民の声が浮き彫りにされている。

西欧思想をいかに取り入れ、それをいかに読者へ伝えるかという兆民の「翻訳の思想」を、明治期の啓蒙というダイナミズムへ敷衍すれば、明治期の思想的転換を、西欧思想が儒学的伝統の基盤のうえに取り入れられた、と一般的な言い方で済ますことはできない。取り入れたうえで、さらに「再創造」が果たされたのであり、それこそが明治期の翻訳と啓蒙であった。『民約訳解』であれば、『社会契約論』に対して訓古学的でありつつ儒学思想を補うことで、兆民を媒介にしてルソーの思想と儒学が「訳解」といういわゆる行間翻訳という形態をもって結実している。これは、テキストの思想を豊かにするのはもちろん、同じ言語共同体における翻訳、すなわち上述した読書過程における言語間翻訳にとっても意義を持つ。だからこそ『民約訳解』の翻訳文体は意識的、注釈的、対話的であったのだ。

兆民の読者像と民衆観が一致するならば、本書が提示している「思想の翻訳」に対するアプローチは、翻訳研究が対象とする翻訳文学作品にも有効である。すなわち、ルソー・兆民・「民」の三者構造が、原著者・翻訳者・読者像に関連するとすれば、文学作品に対する翻訳研究が、精緻な検証によって訳者の思想に切り込む著者の姿勢から得るところは大きい。

著者が本書の終わりで、『民約訳解』とは兆民と「ルソー *Du Contrat social* との対話」(253頁)の集成であった、と述べているのは単なる比喩ではない。ルソーという西欧思想と徹底的に向き合った答えが『民約訳解』であった。加えて『民約訳解』で翻訳者が意図した沈黙と饒舌は、どのようにして読者と対話するかを試行した結果でもあった。自由に補足・省略・パラフレーズをおこない、訓詁学的な解説を加える『民約訳解』は極端な例でもあるが、その分、当時の翻訳の規範にたいする翻訳者の姿勢を鮮やかに示している。儒学的伝統に基づく学習方法に即した対話的な読書場面が想定されており、読者はそこで互いに意見を交わしあい、教えあいながら、翻訳された思想を咀嚼していく。文体面においても思想面においても、そのような読書を許す環境を作りだそうと試みたのが『民約訳解』を著した中江兆民の「翻訳の思想」であったことを、本書は示している。

